

福岡市ブロック塀等除却費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路に接し、倒壊の危険性が高く早急に除却する必要があるブロック塀等の除却費用の一部を補助することにより、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難路を確保し、もって震災に強い安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（万年塀及び門柱を除く。）をいう。

(2) 道路

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法第43条第2項の規定による認定・許可道路並びに学校保健安全法第27条の規定により学校が定める通学路をいう。

(3) 避難所

福岡市地域防災計画に基づく一時避難所、収容避難所及びその他の避難所をいう。

(4) 施行者

ブロック塀等の所有者又は管理者で、第4条第1項に規定するブロック塀等を除却する工事を行うものをいう。

(地域要件)

第3条 当該事業は、市域内において行うものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、次の各号の一に該当するブロック塀等を除却する工事とする。

(1) 道路に接して設けられている高さが2.2mを超えるコンクリートブロック塀

(2) 道路に接して設けられている高さが1.2mを超え、かつ2.2m以下のコンクリートブロック塀で、控え壁が有効に設けられていないもの

(3) 道路に接して設けられている高さが概ね1m以上のブロック塀で、調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、道路に接して設けられているもので、倒壊等の危険性により除却が必要であると市長が認めるもの

2 市長は、前項各号に該当するブロック塀等の所有者又は管理者に対して、前項各号に該当すること、改善にする助言その他必要な事項を通知する。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集する。

(1) 当該ブロック塀等において、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたことがないこと。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者とすることができる。

(暴力団の排除)

- 第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付)

第7条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金の額)

- 第8条 除却するブロック塀等の長さ（単位はメートルとし、1メートル未満の端数がある場合は切り捨てとする。）に5,000円を乗じて得た額と除却に要する費用の2分の1に相当する額のどちらか低い額とする。ただし、15万円を上限とする。
- 2 前項の規定により計算した補助金の額が1,000円に満たないときは、これを1,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(工事内容の協議)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者は、ブロック塀等除却工事（以下「補助事業」という。）の実施に関する契約を締結する前に、市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第10条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。
- 2 施行者は、前項に定める補助金交付申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時ににおいて当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

- 第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者

に通知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。
- 4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、除却工事に着手しなければならない。

(着手の届出)

第12条 申請者は、補助事業に着手したときは、着手届（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(補助金交付申請の取下げ)

第13条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第14条 施行者は、第11条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するとき（交付決定金額の変更を伴うものに限る。）は、速やかに補助金交付変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第15条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第16条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第7号）及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした施行者は、前項に定める完了実績報告書を提出するにあたって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした施行者は、第1項に定める完了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該施行者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行うために必要と認める場合においては、

現地確認を実施することができる。

- 3 市長は、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、補助事業が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第19条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第20条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるとときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第17条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第22条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月15日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、改正後の要綱（第 3 条第 1 項第一号及び第二号を除く）の規定は、平成 30 年 6 月 18 日から適用する。

（交付決定額の変更等）

第2条 改正後の要綱の規定の適用においては、改正後の要綱第 7 条の規定による補助金の額と、改正前の要綱第 7 条の規定による補助金の額に差額が生じる場合に限り、次の各号に定めるところによる。

（1）市長は、改正前の要綱第 10 条第 2 項の規定に基づく補助金の交付決定を通知した場合においては、補助金交付決定変更通知書（附則様式 1）により、改正後の要綱の規定に基づく交付決定額を施行者に通知しなければならない。

（2）市長は、改正前の要綱第 15 条第 1 項の規定に基づく補助金の額の確定の通知を行った場合においては、補助確定金額変更通知書（附則様式 2）により、改正後の要綱の規定に基づく補助確定金額を施行者に通知しなければならない。

（期間）

第3条 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。